

すぐに発見
できたら!



訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内(8日、ただし例外もあり)ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマンなどに強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフ制度の手順

- 1** 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2** ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3** ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4** 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 ○〇〇〇
契約金額 ○〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×××× 口口営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 ○〇〇〇

あきらめ
ないで!

クーリング・オフ期間を過ぎていても
あきらめないで、まずは相談してください！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

長野県消費生活センター
(受付時間 平日 8:30~17:00)

長野 ☎026-223-6777

松本 ☎0263-40-3660

飯田 ☎0265-24-8058

上田 ☎0268-27-8517



長野県消費生活センター

長野 ☎026-223-6777
飯田 ☎0265-24-8058

松本 ☎0263-40-3660
上田 ☎0268-27-8517

おかしいな?と思ったら、まず声かけ。みんなの“見守り”が被害を防ぎます。

トピックス

訪問買取り

訪問買取り(押し買い)も規制対象に!

事業者が突然自宅に訪問し、強引に貴金属等を買い取る「訪問買取り」は、これまで規制の対象外であったため、解決が難しいトラブルとなっていました。

8日以内であれば自由に契約を解除(クリーリング・オフ)でき、貴金属等の物品の引渡しを拒否することができるようになりました。



トピックス

強引な代引き

新しい手口にご注意!



注文した覚えがない健康食品に関する電話には、ご注意を!!

~「代金引換で商品を送るといわれた」という相談が増えています~

突然知らない業者から「注文を受けた健康食品を代引きで送る」との電話。全く覚えがないと断っても、「注文を受けている」と主張し、中には「代金を支払わないと裁判を起こす」と強引なケースも見受けられます。

- 身に覚えがなければきっぱりと断りましょう!
- 商品が送り届けられても受け取らない!
- 後日送った業者から連絡があった場合に備えて、送り元の名称、住所、電話番号などの情報をメモしましょう。



代引きで
お願いします。
頼んだつけなあ…

利殖商法

「必ずもうかる」「絶対に値上がりする」投資話は危険!

例えば…

未公開株

海外先物取引

オプション取引

へえ～
いいわねえ～。

上場される予定の未公開株です。銀行に預けるよりももうかりますよ。



もうけ話には手を出さないで。

絶対に損はさせないとと言われ、信じてしまうと次々と財産をつぎ込むことになってしまいます。

周りの方、ホームヘルパーの方へ

- お金に困っている様子が見られる。
- たずねても理由を話さず考え込んでいることがある。

対応方法

ダイレクトメールや請求書等の郵便物にも注意。「どうしたのですか?」「これは何かしら?」など、事業所やケアマネジャーに橋渡しを。

催眠(SF)商法

「無料配布」「日用品格安チラシ」は危険!

例えば…

健康食品

羽毛布団

健康器具

店や会場に安易に行かないで。

今日だけですよ!

無料の景品を配っています。
早いもの勝ちですよ。
近くの会場にもお得な商品が目白押し!!

会場の雰囲気にのまれて最後は高額の商品などを買うことになってしまいます。

周りの方、家族の方へ

- 日替わりで日用品がただでもらえると、いそいそと毎日出かけていく様子が見られる。
- 会場や店の前に高齢者が集まっている。

対応方法

日常的な会話の中で、トラブル事例を話題に「どうしてただでもらえるの?」「何か高いものを買わされなかった?」など。

例えば…

息子や孫をかたって「携帯番号が変わった」「お金が必要だ」「電車の中にかばんを忘れた」



※「知り合いに取りに行かせる」という手口も増えています。

振り込め詐欺の相談は
最寄りの警察署へ

次々販売

「やさしくて親切な販売員」にご注意!

例えば…

布団・着物

浄水器

住宅リフォーム

寝心地
良さそうだね。



体に良いお布団なので、
買い替えをお勧めします。
サービス期間中なので
安くしますよ。

手を変え品を変え次々と契約を持ちかけます。

周りの方、ご近所の方へ

- 見慣れぬ人がたびたび出入りしている。
- 新しい商品がある。
- お金に困っている様子が見られる。

本人に被害者意識がなくても、周りの声かけで被害に気づくことも。
●「本当に必要なものですか?」と
ご本人に声かけを。
●「どなたですか?」など、販売員に
対して声かけを。

振り込め詐欺

例えば…

息子や孫をかたって「携帯番号が変わった」「お金が必要だ」「電車の中にかばんを忘れた」



※「知り合いに取りに行かせる」という手口も増えています。

振り込め詐欺の相談は
最寄りの警察署へ

架空請求

例えば…

登録料を払え
利用料金が未納



払わない。
絶対に連絡しないで。

疑問に思ったら
最寄りの消費生活センター又は
消費生活相談窓口へ相談を